

自然災害時における臨時休校及び自宅待機等の措置について

これまで台風接近時等の暴風警報、暴風雪警報が発令される等の天候が悪い場合には、下記のように対応していただいていたのですが、加えて次の場合も下記のとおり対応してください。

○レベル5大雨特別警報 ○暴風(雪)特別警報 ○大雪特別警報 ○レベル4大雨危険警報

記

- ① 午前6時30分の時点で、「伊賀地方」、「三重県北中部」または「三重県全域」に「暴風(雪)警報」または上記の警報が発表されているときは、「自宅待機」とします。(各自でテレビ等にて確認ください。)
  - ② 「暴風(雪)警報」や上記の警報が発表されていなくても、強風・大雨・大雪・道路状況等により、登校することが危険と保護者が判断される場合は、無理に登校させず、自宅待機をして、その旨を学校に連絡してください。学校からも、登校が危険と判断した場合は、まち comi メール等で「自宅待機」もしくは「臨時休業」の連絡をします。
  - ③ 登校後に「暴風(雪)警報」または上記の警報が発表されたときは、安全確認をした上で、生徒を下校させることを原則とします。
  - ④ 「自宅待機」中に「暴風(雪)警報」または上記の警報が解除された場合は、時間帯により次の対応をします。
    - ◇ 午前6時30分までに、解除された場合
      - 平常授業を行います。生徒に登校させてください。
    - ◇ 午前6時30分から午前11時の間に、解除された場合
      - 「自宅待機」とし、午後の始業時刻等について、まち comi メール等で連絡します。
      - ※諏訪地区・三田地区の生徒(スクールバス通学生)には、登校用バスの始発時刻について、まち comi メール等で、別途連絡します。
    - ◇ 午前11時以降に、解除された場合
      - 「臨時休業」としますので、自宅学習とします。
- \* 休日に部活動を予定している場合も上記に準じますが、各部のまち comi メールにより連絡します。